

27 西審個議第 24 号
平成 27 年 11 月 13 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

番号法施行に伴う条例整備について

平成 27 年 10 月 21 日付 27 西企情第 387 号の諮問に対し、別紙のとおり答申
します。

別紙

番号法施行に伴う条例整備についての答申

平成 27 年 11 月 13 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い必要となる個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

第2 諮問の趣旨

本件諮問の趣旨について、以下のとおり説明があった。

- (1) 西東京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、番号法施行に伴い、番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例で定めるべき個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、規定を定めるものである。

このことに関し、国からは、各地方公共団体において条例を制定し、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る規定を整備するとの方針が示されているところである。

- (2) 市において条例整備を検討するに当たっては、番号法別表に規定されている事務間における庁内連携事務、市長部局と教育委員会間の団体内他機関連携事務、番号法別表以外の市の条例等で行っている事務（独自利用事務）について、必要な規定を盛り込む必要がある。

以上のことから、当該条例を新規制定することについて、審議会に諮問するものである。

第3 審議会の結論

諮問のあった、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することを認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、本件諮問に係る条例の制定に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

- 1 本件諮問に関し、市からは、条例案の概要が示され、これに基づき説明があった。

説明のあった事項のうち、庁内連携及び団体内他機関連携については、番号法の規定により認められた個人番号の利用を庁内又は団体内他機関で実施するために必須とされる事項であり、市が条例を制定することについて、妥当であると判断した。

- 2 また、独自利用事務についても、行政手続の簡素化により市民の利便性の向上に資すると考えられることから、条例を制定することは妥当であると判断するが、マイナンバー制度に関し、個人情報の一元管理に繋がるのではないかとの国民の懸念が依然として存在することから、独自利用をする事務の選定に当たっては、市民がそのような懸念を抱かないよう、十分検討することとされたい。

第5 審議経過

審議会を開催日	内容
平成27年10月21日	諮問及び審議
平成27年11月13日	答申

以 上